

離婚をしたときなどに、当事者双方の厚生年金の保険料納付記録を当事者双方で分割することができる制度があります。この年金分割制度は、離婚時の厚生年金分割制度「合意分割制度」と離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金分割制度「3号分割制度」があります。

1. 分割制度

離婚時の厚生年金の分割制度により、当事者双方の厚生年金保険料納付記録が、次のように分割されます。

分割をした方	ご自身の厚生年金の保険料納付記録から、相手方に分割をした記録を除いた分の残りの記録に基づき、年金額が計算されます。
分割を受けた方	ご自身の厚生年金の保険料納付記録と相手方から分割された記録に基づき、年金額が計算されます（当事者双方の厚生年金保険料納付記録を合計）。ただし、分割後の記録に基づく老齢厚生年金等を受けるには、ご自身の厚生年金の加入期間や国民年金の保険料を納付した期間などによって受給資格期間を満たしていることが必要です。

2. 合意分割制度

合意分割制度は、次の条件に該当した場合に当事者からの請求により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を当事者双方で分割することができる制度です。

- ・平成19年4月1日以降の離婚などが請求対象です。
- ・年金分割請求は離婚などした日の翌日から起算して2年を経過すると手続きできません。
- ・当事者の合意や裁判手続きによる年金分割の割合は上限50%となります。

3. 3号分割制度

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者双方で分割することができる制度です。

- ・この制度により分割される記録は、「平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。
- ・平成20年5月1日以降の離婚などが請求対象です。
- ・国民年金第3号被保険者からの請求があれば当事者双方の同意なしで分割が認められます。

3号分割制度の対象とならない婚姻期間中の相手の厚生年金保険料納付記録については、合意分割制度の条件に該当する場合、合意分割制度に基づき分割することができます。

請求手続きについては、離婚などをした後に「標準報酬改定請求書」に必要書類を添付し社会保険事務所に提出が必要です。

以上